

答申第 821 号

情 公 第 1957 号

令和 7 年 9 月 30 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会 長 田 村 達 久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 4 年 6 月 20 日付けで諮問された特定地番の土地に関する文書一部非公開の件（その 5）（諮問第 886 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、審査請求人からの令和3年12月31日付け行政文書公開請求に対し、別表2の「特定した行政文書」欄に掲げる行政文書を特定した上で、行政文書一部公開決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和3年12月31日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表1の「請求内容」欄に掲げるとおり、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和4年1月5日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長した上、令和4年2月22日付けで、別表1の「原処分内容」欄に掲げるとおり、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和4年3月28日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 道水路等境界復元に関連する資料の公開と閲覧を請求したところ、文書は改ざんされていた。そして、敷地測量図を公開してもらう席で、特定職員が当該文書を持って逃げたことから請求文書は存在している。
- (2) 請求した文書は存在するのか。元々不存在なのか。ある時まではあったのか。法的に不存在になったのか。法的に不存在になったなら何年度何月か。
- (3) 実施機関は、漫然と根拠条文を示すだけで、個人情報保護の名の下に筆界杭を抜くなど行った犯罪に対する説明責任及び関係する請求文書を隠蔽した。

4 実施機関（担当：県土整備局住宅営繕事務所）の説明要旨

(1) 文書の特定について

境界位置について、審査請求人と十数回延べ50時間以上の面談を行い、公開文書の説明及び審査請求人の主張等に対して意見交換を行っている。この過程を踏まえて、文書の特定を広範囲に捉え、類推する文書についても公開している。

(2) 文書の不存在について

審査請求人の境界位置に対する主張は、請求の背景のとおり実施機関の認識と相違していることから、審査請求人より、自己の主張に沿った文書の公開請求を再三にわたり求められている。実施機関の回答はそのたびに、「審査請求人の主張に沿う文書は存在しない。又は作成されていない。物理的不存在である。」と回答説明している。

(3) 不存在文書又は公開対象外文書について

別表1に掲げる請求1、請求3、請求4、請求5、請求7及び請求8については、執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらない（物理的不存在）。また、同表に掲げる請求2については、文書の公開をした記録がなく、文書の特定ができないため不存在とした。

(4) 一部非公開とした文書について

別表2に掲げる請求6－③に係る文書に記載された個人の写真像、写真に記載されている個人名は、特定の個人を識別し、その情報が公開されることにより特定の個人に不利益を生じるおそれがあるため条例第5条第1号本文に該当するとして非公開とした。

(5) 全体を通しての考察

情報公開制度は、あくまで実施機関が保存している文書を公開するものであって、自己の主張を認めさせ、その主張に基づいた文書を作成させる手段に用いるべきでないと考える。

審査請求人より、同一文書の公開請求を複数回受けているが、保管文書の隠蔽は行っていないので、今後においても、審査請求人の同一内容文書の公開請求については、これまでに公開した文書の公開を繰り返す結果となる。

5 審査会の判断理由

(1) 文書不存在を理由に非公開とした処分の妥当性について

実施機関は、別表 1 に掲げる請求のうち、請求 1、請求 2、請求 3、請求 4、請求 5、請求 6－①、請求 6－②、請求 7 及び請求 8 について、当該請求に係る対象文書は、執務室内等を探索したが見当たらないなどとして、物理的に不存在であることを理由に非公開決定を行っているため、以下、当該処分の妥当性を検討する。

なお、当審査会は上記請求と同趣旨の請求に係る文書の特定の妥当性について令和 6 年 2 月 28 日付け答申第 781 号、令和 7 年 1 月 9 日付け答申第 802 号及び令和 7 年 6 月 4 日付け答申第 810 号（以下それぞれ「答申第 781 号」、「答申第 802 号」及び「答申第 810 号」という。）で判断済みであるため、当該判断を踏まえて以下検討する。

ア 請求 1、請求 6－①及び請求 6－②について

当審査会が標記請求に係る行政文書公開請求書の記載内容を確認したところ、その請求内容はいずれも、神奈川県が平成 10 年に特定市に申請したとされる「道水路等境界調査」に関する行政文書（以下「境界調査関連文書」という。）の公開を求めるものと認められる。

この点、当審査会は、答申第 810 号において、「当審査会が実施機関に確認したところ、境界調査関連文書は仮に存在したとしても、その保存期間は実施機関における行政文書の作成や保存等について定める神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）の別表に規定する『県有財産の処分又は管理に関するもの』であるとして、10 年保存文書に該当するとの説明があった。本件請求内容を踏まえれば、境界調査関連文書は県有地と特定市が管理する道水路等との土地境界の調査に関する文書と認められることから、これを『県有財産の処分又は管理に関するもの』として 10 年保存文書に該当するとした実施機関の説明は、不自然、不合理ではない。」としたうえで、「平成 10 年から既に 10 年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和 2 年 10 月 16 日）においては、境界調査関連文書の保存期間は満了していたことになる。」ことから、文書不存在を理由に非公開とした実施機関の判断を妥当とした。

そして、本件審査請求においても、本件請求時点（令和３年12月31日）において、既に保存期間は満了していたことになることから、実施機関が標記請求に係る行政文書が不存在であることを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

イ 請求２について

請求２は、「黒岩祐治神奈川県知事が特定地番と特定地番との境界に関し、平成10年５月25日付の承諾書写を発行しましたが、平成28年１月17日の開示文書通りに測量されている境界証明書の開示」を求めるものである。

この点、当審査会は、答申第802号において、「当審査会が実施機関に確認したところ、当該年月日以降に測量業務を発注した事実はなく、当該年月日に公開した文書も存在しないとのことであった。さらに、請求内容の記載に誤りがある可能性を勘案し、特定年月日前後の日付や、その前後の年の同じ日付の公開文書も探索したが、特定に至らなかったと説明している。実施機関の上記説明を踏まえると、実施機関における請求対象文書の探索及び特定に係る対応が不十分であったとまではいえない。」として、文書不存在を理由に非公開とした実施機関の判断を妥当とした。

そして、本件審査請求においても、上記判断を覆すに足りる新たな事情も認められない以上、実施機関が標記請求に係る行政文書が不存在であることを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

ウ 請求３について

請求３は、「神奈川県は、上記地に対し昭和43年９月24日から行われた国土調査を前に『官民境界等先行調査』を行い作成した敷地現形図写の開示」を求めるものである。

この点、当審査会は、答申第802号において、「『国土調査』が実施されたのは昭和43年度とされているため、仮に実施機関が同年度中に（略）文書を作成又は取得し、その保存期間を30年と設定していたとしても、規則によれば、昭和43年度から既に30年を超える期間が経過していた本件請求時点（平成30年１月25日）においては、その保存期間が満了していたことになる。」として、当該請求について、文書不存在を理由に非

公開とした実施機関の判断を妥当とした。

そして、本件審査請求においても、本件請求時点（令和３年12月31日）において、既に保存期間は満了していたことになることから、実施機関が標記請求に係る行政文書が不存在であることを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

エ 請求４について

請求４は、「K3鉄鉋杭とK4鉄鉋杭を境界として特定人物に特定地番を払い下げた求積図と現形図写の開示」を求めるものである。

この点、当審査会は、答申第802号において、「『払下げ』は、本件請求に係る行政文書公開請求書では『昭和44年』に実施、弁明書では『昭和34年』に契約締結されたものとされているが、仮に実施機関がいずれかの年に（略）文書を作成又は取得し、その保存期間を30年と設定していたとしても、規則によれば、昭和34年又は昭和44年から既に30年を超える期間が経過していた本件請求時点（平成30年１月25日）においては、その保存期間が満了していたことになる。」として、当該請求について、文書不存在を理由に非公開とした実施機関の判断を妥当とした。

そして、本件審査請求においても、本件請求時点（令和３年12月31日）において、既に保存期間は満了していたことになることから、実施機関が標記請求に係る行政文書が不存在であることを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

オ 請求５について

請求５は、「県が特定市へ特定地番道路を移譲した範囲と現形が明示された公図の開示」を求めるものである。

この点、当審査会は、答申第802号において、「県が特定市に特定地番の土地を移譲したのは昭和41年とされているため、仮に実施機関が同年に『形態の全査定杭の記載文書』を作成又は取得し、その保存期間を30年と設定していたとしても、昭和41年から既に30年を超える期間が経過していた本件請求時点（平成30年１月25日）においては、その保存期間が満了していたことになる。」として、当該請求について、文書不存在を理由に非公開とした実施機関の判断を妥当とした。

そして、本件審査請求においても、本件請求時点（令和３年12月31日）において、既に保存期間は満了していたことになることから、実施機関が標記請求に係る行政文書が不存在であることを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

カ 請求 7 について

請求 7 は、「特定地番の敷地内に新設したK4杭と4-1杭及び新設K5-1杭間は道路と所有者から再取得したと、特定職員（当時）。『所有者と交わした承諾書の開示』」を求めるものである。

そこで検討すると、標記請求に係る記載全体を確認しても、「所有者と交わした承諾書」の具体的内容は明らかでないことから、実施機関が標記請求に係る行政文書が不存在であることを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

キ 請求 8 について

請求 8 は、「県が特定市へ移譲した特定地番道路は、審査請求人宅特定地番の東側であり、南側の地権者特定地番宅（当時）との間に県有地は無く接していないにも関わらず、所有者がK5杭設置を承諾したと言われる承諾書写しの開示」を求めるものである。

この点、当審査会は答申第 781 号において「特定県有地と特定土地の境界は、公図（不動産登記法第 14 条第 4 項に規定する地図に準ずる図面）のとおりであると考えている。したがって、審査請求人の認識する事実に基づく文書は存在しない」とした実施機関の説明は不自然、不合理とはいえないとして、文書不存在を理由に非公開とした実施機関の判断を妥当とした。

そして、本件審査請求においても、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記請求に係る行政文書が不存在であることを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

(2) 非公開情報該当性について

実施機関は、請求 6－③に対して特定した行政文書に含まれる情報の一部が条例第 5 条第 1 号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に一部公開決定を行っている。

当該情報は特定の個人の氏名及びその写真像と認められるところ、当該情報が条例第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報（略）」であって、特定の個人が識別されるものであることは明らかであり、また、同号ただし書アからエまでに規定する情報にも該当しないことから、実施機関が当該情報を非公開としたことは妥当である。

6 附言

請求6－①及び請求6－②について、本件請求に係る行政文書一部公開決定通知書には、当該情報を非公開とした理由が何ら記載されていないことが認められた。

これは、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない。」と規定する条例第10条第3項に明らかに反するものであるから、今後の行政文書公開請求の手續においては同項の規定に基づく理由の付記を徹底するよう、ここに附言する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1（請求内容と原処分内容）

請求	請求内容	原処分内容	当審査会が判断を示した過去の答申
1	文書開示に 50 時間を要しているなどと主張されているが、神奈川県は特定地番の道水路等境界調査に資するため平成 10 年 3 月に調査し、申請されたと云う特定地番の敷地調査図を開示する席で、『特定職員の方が詳しい』と特定職員が開示すべき公図を持って逃げ去ったため、未開示になっている公図の開示を求める。	非公開（文書 不存在）	答申第 810 号
2	黒岩祐治神奈川県知事が特定地番と特定地番との境界に関し、平成 10 年 5 月 25 日付の承諾書写を発行しましたが、平成 28 年 1 月 17 日の開示文書通りに測量されている境界証明書の開示を求める。	非公開（文書 不存在）	答申第 802 号
3	神奈川県は、上記地に対し昭和 43 年 9 月 24 日から行われた国土調査を前に「官民境界等先行調査」を行い作成した敷地現形図写の開示。	非公開（文書 不存在）	答申第 802 号
4	同、K3 鉄鉋杭と K4 鉄鉋杭を境界として特定個人に特定地番を払い下げた求積図と現形図写の開示	非公開（文書 不存在）	答申第 802 号
5	神奈川県が特定市へ特定地番道路を移譲した範囲と現形が明示された公図の開示。	非公開（文書 不存在）	答申第 802 号
6－①	平成 10 年 4 月 20 日に道水路等境界調査の申請を特定市長にしている。申請書の写しの開示。	非公開	答申第 810 号
6－②	同申請に係る特定地番特定個人からの立会同意届出書写しの開示。	非公開	答申第 810 号
6－③	同測量時に所有者が測量棒を手に行っている写真写の開示。	一部公開（条例第 5 条第 1 号該当）	—
7	特定地番の敷地内に新設した K4 杭と 4-1 杭及び新設 K5-1 杭間は道路と所有者から再取得したと、特定職員（当時）。「所有者と交わした承諾書の開示」	非公開（文書 不存在）	—

請求	請求内容	原処分内容	当審査会が判断を示した過去の答申
8	県が特定市へ移譲した特定地番道路は、審査請求人宅特定地番の東側であり、南側の地権者特定地番宅（当時）との間に県有地は無く接していないにも関わらず、所有者がK5杭設置を承諾したと言われる承諾書写しの開示	非公開（文書不存在）	答申第 781 号

別表 2（特定した行政文書及び非公開情報）

請求	特定した行政文書	非公開情報
6－③	測量棒を持った写真	個人の写真像、個人名

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年 6 月 23 日 (収受)	○ 諮問
令和 4 年 8 月 8 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
令和 7 年 7 月 28 日 (第 251 回部会)	○ 審議
令和 7 年 8 月 15 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
令和 7 年 8 月 29 日 (第 252 回部会)	○ 審議
令和 7 年 9 月 16 日 (第 253 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 （部会長を兼ねる）
釧 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

（令和 7 年 9 月 30 日現在）（五十音順）